

川田復帰もパワハラ続く

根絶への取り組み強化

電波新聞支部組合ニュース第4号 2016年7月21日

5月17日の第2回団体交渉で「自宅待機指示」が撤回された川田茂生組合員が6月23日に職場復帰しました。復帰場所は本来の勤務場所である整理部（築地）ではなく、本社（五反田）になりました。五反田での勤務は組版端末が完備されていないなどで業務効率が極めて悪いうえ、再び社長からのパワハラが懸念されるということで、組合側は築地への復帰を強く希望しましたが、会社が理由を明示しないまま五反田勤務を主張したことなどから、築地勤務反対への異議を留保しつつ復職自体を優先して五反田に勤務中です。案の定、復帰初日に社長から暴言を浴びせられるなど、パワハラ体質は全く改善されていません。これに対し組合側は厳重に抗議するとともに、再度の団体交渉を申し入れ、パワハラの撲滅、働きやすい職場環境整備に向けた取り組みを進めています。

会社が「川田五反田勤務」にこだわる

会社の代理人弁護士から最初に復帰日の連絡が届いたのは6月6日でした。当初の復帰日は6月8日の予定でしたが、復帰場所が本社（五反田）となっていたほか、川田組合員の業務内容や指示・命令系統についても明記されておらず、不明確な点が多数ありました。これに対し、組合側は緊急団交を申し入れましたが、団交は中止、復帰日が延期となりました。

組合側は五反田勤務自体が社長によるパワハラ行為の1つであり、五反田ではパワハラ再発の懸念があると主張するとともに、五反田勤務の非効率性を訴え、築地への復帰を強く要望しましたが、会社側は五反田にこだわり続けました。この会社側の方針に対して、整理部一同が川田組合員を築地に戻すよう嘆願書を提出するという行動も起こしましたが、会社側の考えは変わりませんでした。

再度の復帰日の連絡が届いたのが6

月15日。復帰予定日は6月23日で、復帰後は編集本部の古川次長を整理部次長兼務とし、指示・命令は古川次長を通して行うという体制がとられました。復帰を前に6月20日に弁護士事務所で行われた事務折衝では、「指示・命令系統を整えたこと」と「社長にはパワハラ行為を行わないよう、引き続き説明していく」との説明があり、会社側にも配慮がみられると判断し、五反田への復帰で合意しました。

給与面では6月から2人の賃金は以前の体系に戻り、職責手当についてもカットされた月まで遡及して支払われました。しかし、川田組合員の自宅待機中に支払われなかった精皆勤手当と宿直手当は支給されておらず、現在なお代理人弁護士を通じて折衝中です。

復帰初日にいきなり暴言

いくつかの課題や懸念を残しつつ川田組合員が職場復帰した23日。早速、社長に暴言を浴びせられるという事件が起きました。社長はこの日は出張

で昼間は社内にはいなかったのですが、午後7時45分ごろ突然現れ、背後から大声で「川田、いつまでうろろうろしているんだ。残業代稼ぎするなッ!」と怒鳴られました。川田組合員の勤務時間は整理部に合わせ、午前11時から午後8時となっています。午後7時45分は勤務時間内です。この社長暴言に組合側は即座に猛抗議。謝罪要求とパワハラ防止策を話し合うための団交を申し入れると、社長が直接的に川田組合員と接触しないようにするので、しばらく様子を見守ってほしいとの回答が代理人弁護士からありました。

それ以降、川田組合員に対する直接的な暴言・パワハラ言動はほぼなくなりましたが、他の従業員に対する暴言は連日続いており、また、他の従業員を前に川田組合員を誹謗中傷する発言も繰り返されています。

パワハラ学習会を提案

こうした状況を受けて、組合側は7月8日に改めて団交と積み残し課題に対する事務折衝を申し入れ、7月15日に代理人弁護士3名と会社側から大橋取締役、三橋次長の2名が出席して団交を行いました。議題は主に3点。①川田組合員の復帰後の職場環境改善②川田組合員の自宅待機中の未払い賃金の差額支払いについて③有給休暇取得に伴う精皆勤手当カット禁止の告知要求。

議題①に絡む社長のパワハラについては、説明に当たっている弁護士たちも手を焼いているというのが現状のようです。社長への説明は時間をかけて続けていくとの回答が得られましたが、これまでの経緯を考えると予断を許さない状況です。団交の席上、組合は会社側にパワハラ学習会の開催を提案しました。また、団交の2日前の13日には従業員を対象にしたハラスメントア

ンケートを発送しました。

②の未払い賃金については、組合側が提案した自宅待機前3カ月の平均賃金を基準に差額を支払うとの回答を得ましたが、川田組合員には6月分給与でも精皆勤手当等が支給されていないため、6月分を加えて会社側と組合側で金額を再計算することになりました。

③の有給休暇取得による精皆勤手当カット禁止は、まだ社長の了解を得られていないので、弁護士側からなるべく早い時期に社長に説明するが、結論は社長の意向次第という回答でした。

皆さまの声をお寄せください

パワハラ中止を要求してから4カ月がたとうとしていますが、社長はいまだに何がパワハラなのか、全く分かっていないようです。今後はアンケートの結果も踏まえ、幅広い従業員からパワハラの報告を集めるとともに、それ以外にも山積する諸課題をあぶり出し、パワハラ・違法行為の撲滅と働きやすい職場環境の構築に向けて、鋭意活動してまいります。従業員の皆さまのより一層のご支援・ご協力と組合への加入をお待ちしております。私たちと一緒に安心して生き生きと働ける職場をつくりましょう!

私たちとのメール送受信は、会社の施設管理権を侵害しないように、仕事で使っている社用アドレスでなく、お持ちの私用アドレスでお願いします。お問い合わせやご意見は、支部委員長の山本淳(at_paleys@yahoo.co.jp)または支部書記長の川田茂生(shigeak927@gmail.com)までお願いします。

発行者：新聞労連／新聞通信合同ユニオン／電波新聞支部

電話：03-5842-2201／FAX：5842-2250
／E-mail：soudan@shinbunroren.or.jp